

# 果樹共済

令和7年度引受

令和8年産 うんしゅうみかん

令和9年産 なつみかん

令和9年産 不知火



# 果樹共済のしくみ ～収穫共済 半相殺減収総合一般方式～

果樹共済は農業保険法に基づく制度で、掛金の半分を国が負担します

## 加入できる果樹の種類

共済目的の種類	類区分	栽培面積	
うんしゅうみかん	極早生・早生	5a 以上	・共済目的の種類ごとに加入できます ・共済目的の種類ごとにすべての園地を加入いただきます ※加入する園地の選択はできません
	普通	5a 以上	
	ハウス栽培	2.5a 以上	
なつみかん		5a 以上	・結果樹齢に達しているものが補償の対象です
不知火		5a 以上	

## 共済責任期間

共済目的の種類	共済責任期間	令和7年度に加入した場合 補償の対象となる年産
うんしゅうみかん	加入年の春枝の伸長停止期から 翌年産の収穫まで	令和8年産
なつみかん 不知火	加入年の春枝の伸長停止期から 翌々年産の収穫まで	令和9年産

※収穫とは、果実を適期に採取し、樹園地から搬出することをいう

## 共済事故

風水害、寒害、凍霜害、その他気象上の原因による災害、病虫害、鳥獣害、地震による収穫量の減少

※隔年結果は補償の対象ではありません

※病虫害、連年鳥獣害が発生している、その他肥培管理が不十分である樹園地は分割評価を行います



日焼け



裂果



獣害

## 補償の内容

最高補償割合 7割で加入の場合

### 共済目的の種類(うんしゅうみかんは類区分)ごとに引受・損害評価

※樹園地単位の補償ではありません

**減収量<sup>※4</sup> > 基準収穫量<sup>※3</sup> × 3割 となった場合に  
3割を超える部分の減収について共済金をお支払いします**

### 10aあたりの掛金等・共済金の目安

共済目的の種類	類区分	標準収穫量 <sup>※1</sup>	共済金額 <sup>※2</sup>	農家負担掛金等 (賦課金含む)	共済金 <sup>※5</sup>	
					収穫量が4割減	収穫量が5割減
うんしゅうみかん	極早生・早生	1,700kg	24万円	2,300円	35,200円	70,400円
	普通	1,500kg	21万円	1,300円	30,200円	60,300円
	ハウス栽培	4,200kg	256万円	10,600円	366,700円	733,400円
なつみかん		2,000kg	14万円	1,300円	20,600円	41,200円
不知火		1,500kg	25万円	4,300円	36,900円	73,800円

#### ※1 標準収穫量

樹園地ごとに設定し、共済目的の種類(うんしゅうみかんは類区分)ごとに集計したもの  
引受時に共済金額算定の基礎となります  
三重県が通知した平均的な単収を基礎として、加入時に樹園地を調査し、園地条件等を考慮して設定  
継続加入者は過去の被害状況も加味します

#### ※2 共済金額

支払われる共済金の最大の金額(補償額)  
標準収穫量 × 1kgあたり価格 × 付保割合(4~7割)  
・1kgあたり価格は農林水産省の告示による  
・付保割合は加入者が選択

#### ※3 基準収穫量

樹園地ごとに設定し、共済目的の種類(うんしゅうみかんは類区分)ごとに集計したもの  
損害評価時に減収量算定の基礎となります  
補償の対象となる年産の開花期に樹園地を調査  
標準収穫量に開花状況、前年産の被害状況を加味して設定

#### ※4 減収量

$\Sigma(\text{被害申告樹園地の基準収穫量}) - \Sigma(\text{被害申告樹園地の見込収穫量})$   
・被害申告のあった樹園地で実測調査等により見込収穫量を算定します

#### ※5 共済金

現地調査要領による損害割合(減収量÷基準収穫量)に応じた支払率を共済金額に乗じてお支払いします

## 加入申込期限

令和 7 年 5 月 10 日

## 掛金等払込期限

令和 7 年 6 月 10 日

正当な理由がなく共済掛金の払込を遅滞された場合は、事業規程により共済関係の解除となります

## 危険段階別共済掛金率

過去の共済金受取実績に応じて掛金変動します

危険段階は「0」を中心に「-20」～「20」区分の 41 段階に分類（加入 1 年目は「0」区分）

## 被害申告について

共済金の支払いが見込まれる被害が発生したときは遅滞なく組合まで連絡をお願いします

収穫後に被害申告をいただいても共済金はお支払いできません

## 青色申告をされている農家の方へ

農業収入全体を対象とする農業経営収入保険への加入をおすすめします

農業経営収入保険では収穫後に発覚した被害（傷果による腐敗など）また、果樹共済では対象となっていないせとか、カラマンダリンなども補償できます

## 留意事項

加入申込にあたってはホームページ(<https://www.nosaimie.or.jp/>)掲載の定款及び事業規程を了知したうえ、果樹共済重要事項説明書を必ず一読いただき、内容をご確認ください

加入申込後に樹園地の面積、植栽本数などに変更があった場合は組合まで連絡をお願いします

## その他

半相殺減収総合一般方式以外の収穫共済（全相殺減収方式、全相殺品質方式、地域インデックス方式、災害収入共済方式）、樹体共済については、ホームページをご覧のうえ、加入を希望される方は組合までお問い合わせください

全相殺減収方式、全相殺品質方式、災害収入共済方式は JA 等の出荷団体または税務申告書類から収穫量の概ね全量を把握できることが加入の条件です

お問い合わせ

三重県農業共済組合 企画部

〒514-0008 津市上浜町六丁目 81 番地11

TEL 059-224-0505



LINE



Instagram



ホームページ